

出典：詳解 著作権法 [第4版]

作花文雄 著 ぎょうせい

p374 ~ 375

以下引用

第42条では、司法、立法、行政の各機能は国家・社会の存立に不可欠のものであり、これらの目的のために必要な著作物の複製が許容されている。

(略)

立法又は行政目的の内部資料として必要な場合とは、国会や議会における法令審議や予算審議その他各種調査等、及び行政庁における行政事務遂行のため必要な複製のケースである。官公庁の職員が、単に職務上の参考として利用するような場合は、ここでの立法・行政目的には該当しない。

また、「内部資料」としての複製が許容されているのであり、外部に配布するような場合は本条に該当しない。ただし、審議会の審議資料として委員に配布するような場合は、ここでの内部資料と解される。

本条の規定によって許容される複製は、「必要と認められる限度」であり、かつ、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することと」ならない場合である。

したがって、著作物の一部分しか必要ないのに全部をコピーしたり、必要以上の部数のコピーは許容されない。また、行政ハンドブック等のように、本来、当該行政事務に携わる人の数だけ購入が予定されている性格の著作物であって、自由に複製されたのでは、当該商品の販売に影響を及ぼすことになる場合などは、その複製(とりわけ相当の分量に及ぶ場合)は許容されない。(略)
当該著作物の市場への影響を勘案して、条理に従って判断する必要がある。